

和歌山大学における課外活動団体の新型コロナウイルス
感染防止対策基本方針

和歌山大学における令和5年4月1日以降の課外活動団体が活動時に講ずべき新型コロナウイルス感染防止対策は、以下のとおりとする。

(1) 以下に該当する場合は、活動に参加しない・参加させない

- ①活動参加前に体調が悪い場合（罹患者・罹患の疑いがある場合）
- ②感染者と同居あるいは長時間の接触があった場合（濃厚接触者・濃厚接触が疑われる場合）

(2) 活動運営について

- ①罹患者及び濃厚接触者は、直ちに課外活動団体に連絡するとともに、和歌山大学新型コロナウイルス感染症に関する報告（Forms）を通じて、大学に報告する。
- ②課外活動団体が他機関と合同で練習や演奏会、催事等を行う場合は、当該機関と協議により感染防止対策を定める。
- ③本基本方針を遵守したうえで、事前に学生支援課に活動の申請を行い、許可を得た課外活動団体に対して、対外試合、演奏会、ライブ活動、合宿、宿泊を要する遠征、イベント、及び学外者を招いての学内活動を認める。
- ④活動への参加は強制ではなく任意とし、基礎疾患を有する者には適切に配慮する。

(3) 課外活動に限らず、以下の基本的な感染防止対策を推奨する

- ①「三つの密」（密閉空間、密集場所、密接場面）の回避
- ②混雑した場所や医療機関、高齢者施設等でのマスク着用
- ③手洗い等の手指衛生
- ④換気

令和5年3月23日

和歌山大学理事（教学担当）